

令和5年第2回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和5年10月6日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 認定第 1号 令和4年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（9名）

1番	近	藤	瑞	枝	
2番	石	井	恵	子	
3番	小	田	川	敦	子
4番	川	上	賢	二	
5番	岩	崎	成	子	
6番	藤	江	研	一	
7番	都	築	真	理	子
9番	板	橋		睦	
10番	古	澤	由	紀	子

○欠席議員（1名）

8番	小	金	谷	恒	久
----	---	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	板	倉	正	直	
副 管 理 者	笠	井	喜	久	雄
会 計 管 理 者	高	橋	幸	江	
消 防 長	山	下	浩	一	
消 防 本 部 次 長	丹	羽	雅	幸	
総 務 課 長	佐	藤	秀	行	
予 防 課 長	島	田	伸	一	
警 防 課 長	佐	藤	勝	己	
指 揮 指 令 課 長	武	藤	樹	幸	
牧 野 署 長	今	井	輝	彦	
印 西 署 長	鈴	木	幹	夫	
白 井 消 防 署 長	篠	田	一	彦	

代 表 監 査 委 員	河	合	謹	爾
-------------	---	---	---	---

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	中	根	秀	一
書 記	渡	来		聡
書 記	海	老	原	慎

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（古澤由紀子） 皆さん、こんにちは。本日は、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

初めに、先ほどの私の発言と重複いたしますけれども、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、マイクのスイッチにおきましても併せてご配慮をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第2回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古澤由紀子） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古澤由紀子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

2番 石井恵子 議員

4番 川上賢二 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古澤由紀子） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古澤由紀子） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、8番の小金谷恒久議員から体調不良による欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

次に、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和5年3月から令和5年6月までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要請を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和5年9月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（古澤由紀子） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（板倉正直） 皆さん、おはようございます。本日、組合議員の皆様方におかれましては、令和5年第2回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年第1回議会定例会以降の主な行事についてご報告をいたします。

3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動として、組合管内において各消防署が巡回警戒や広報活動を行い、火災予防の啓発活動を実施いたしました。

令和5年に入り、4月1日新規採用職員8名を含む266名体制で新年度がスタートいたしました。

5月25日、千葉県消防学校において、第48回消防救助技術千葉県大会が開催され、白井消防署チームがロープブリッジ救出の部で優勝、ロープ応用登はんの部で優勝、はしご登はんの部で優勝、印旛消防署チームが6位に入賞いたしました。

7月3日、四街道市において第43回印旛支部消防操法大会が開催され、印西市消防団が小型ポンプの部で準優勝をしました。

8月25日、札幌市消防学校において、第51回消防救助技術全国大会が開催され、白井消防署チームがロープ応用登はんの部で入賞、はしご登はんの部で入賞しました。

以上が主な行事等での報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は、議案2件、認定1件、報告1件の合計4件でございます。それぞれ提案申し上げるときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（古澤由紀子） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、令和5年5月31日付消防予第306号消防庁次長通知、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等についてにより、国が示す火災予防条例（例）が改正されたことにより、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議1—1ページを御覧ください。本案は、1の提案要旨及び2の提案理由に記載のとおり、変電設備の離隔距離、急速充電設備の字句の整理、蓄電池設備の及び固体燃料を使用する火気設備等の基準について所要の改正を行うものでございます。

初めに、蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大やその大容量化が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでいること、日本産業規格等の標準規格において出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことなどを踏まえ、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しを行うものでございます。

次に、固体燃料を使用する火気使用設備等については、昨今のキャンプブームなどを受け、住宅等を含め利用が広がり、従前はストーブの一般規定が適用され、その周囲に1メートルから1.5メートルの離隔距離を確保する必要があり、また炭火焼き器については、従前、炉等の一般規定が適用され、その周囲に2メートルから3メートルの離隔距離を確保する必要があるものとされておりました。この炭火焼き器については、今回、国から示された基準により防火上の安全措置が講じられたものもあることから、本条例における基準の見直しを行うとともに、あわせて規定条文中の字句の整理を行うものでございます。

本改正の内容につきまして、議1—3ページ、新旧対照表を御覧ください。まず、変電設備、第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削るものでございます。これは、本規定は基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるべきものでないことから、変電設備について、その適正化を図るものでございます。

次に、議1—4ページ、急速充電設備第11条の2第1項第4号中、「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改めるものでございます。これは、条文中に主語が示されていなかったためでございます。

次に、蓄電池設備第13条第1項は、現行の規定では4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いておりますが、今回規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に、一般的に用いられる蓄電池容量キロワット時を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、告示に定められた出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除くこととするものでございます。また、地震等により容易に転倒しない構造等とし、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては耐酸性の床または台上に設置しなければならないこととするものでございます。

次に、第13条第3項は、第1項の規定に定められたもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離についての規定を新たに追加するものでございます。なお、同条第1項の規定に定められた蓄電池設備に、告示に定められた延焼防止措置が講じられたものを規制の対象から除くものとするものでございます。

次に、議1—5ページ、第13条第4項は、屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置を

講ずることを新たに追加するものでございます。

次に、火を使用する設備等の設置の届出、第44条第13号は蓄電池設備の届出について、今回の蓄電池設備の規定の見直しにより、蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備が規制の対象外となることから、「蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。」を新たに追加するものでございます。

次に、議1－6ページ、別表第3は、離隔距離を定めた厨房設備の項に「木炭を燃料とするもの」を新たに追加するものでございます。

続きまして、附則の施行期日につきまして、令和6年1月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、既に設置されているもの、または設置工事中の燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、条例改正後の蓄電池設備のキュービクル式以外のものの離隔距離については、改正前の規定を適用するものでございます。

ただし、条例の改正により新たに規制の該当となる家庭用の蓄電池設備のうち、この条例の施行の際、既に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、改正後の条例の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないものでございます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） おはようございます。白井市の小田川です。議案第1号について質疑を行います。

今説明のほういただきました。審議資料のほうを見まして、字句の整理についてはそのままとして、基準の見直し等について追加で質疑をいたします。

基準の見直しにおいては、蓄電池設備に関する基準、そして固体燃料を使用する火気等設備に関して、この2点の基準が見直しとなるというご説明だったと受け止めています。ただ、細かな審議資料いただいておりますが、日常生活において少し分かりづらい点もありますので、平易な表現でその辺りもう少し説明を追加でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず、審議資料の議1－1、(3)、(4)についてですけれども、これは一例としてお答えさせていただきます。日本の平均的な家庭での1日の消費電力は、10キロワットアワーと言われております。6人以上の家庭においても、19キロワットアワー以下と言われております。現在の条例の範囲ですと、消防への届出なしで設置できる4,800アンペアアワー・セルをリチウムイオン電池の出力に変換すると17.76キロワットアワーです。これですと6人家庭では若干不足が生じます。今回の改正により20キロワットアワー以下まで上限が上がることから、2世代にわたり同居する住宅などでもカバーができ、更に消防への届出なしで蓄電池設備を設置し、使用することができるようになります。

2点目、固体燃料の関係ですけれども、この恩恵というのは一般住宅とか市民にはそれほどないと思うのですが、ちょっと説明させていただきます。今まで固体燃料を使用する炭火焼き器は炉の離隔距離を

適用しておりました。これでは離隔距離が2メートルから3メートルというふうになってしまうため、厨房が狭い飲食店などでは設置できませんでした。このことから、別表第3の厨房設備の項に「木炭を燃料とするもの」、「炭火焼き器」を追加し、離隔距離を短くしたことにより、今まで店舗内のスペースの関係で炭火焼き器を設置できなかった店舗などが設置できるようになるかと思えます。

以上となります。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） ご説明ありがとうございました。蓄電池設備というのが一般家庭に置き換えては、例えばオール電化のバッテリー、蓄電池設備であったり、太陽光パネルの蓄電池設備ということが対象になると理解しましたが、その上限が大きく20キロワットまでというふうになることによって、消防手続なしでオール電化、電力の使用、蓄電池設備の利用推進が図られるのではないかという理解で受け止めました。

もう一つ、炭火焼き器のほうは、店舗ということ言えば炉端焼きみたいな感じなのですか。それに関する消防設備の法律が改正になったことによる条文改正ということによって受け止めました。

2点目の質問ですが、この次の経過措置について伺います。この条例の施行期日は令和6年1月1日からということ年で年明け、元旦から施行ということになります。この改正後の消防組合の責務や対応について伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 令和6年1月1日から施行ということですが、施行前にホームページ等にも改正される旨を掲載しまして、広報のほう実施していきたいと思えます。また、各メーカー、蓄電設備の器具、バッテリー等を作っているメーカーのほうにも電機工業会から、こういった改正がなされますよという通知が、お知らせが出ておりますので、各メーカーとも周知しておりますので、該当するようなものが無届けで設置されるというようなことはなくなると思えます。

以上となります。

○3番（小田川敦子） 以上です。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方。

都築議員。

○7番（都築真理子） おはようございます。印西市議会議員、都築と申します。この蓄電池設備なのですが、どのくらいあるのか伺いたしたいと思います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 蓄電設備の数についてお答えいたします。

各消防署へ届出されている4,800アンペアアワーを超えるものを集計しますと、印西市446件、白井市46件、合計で492件となります。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。

もう一点伺います。施行日を令和6年1月1日にした理由を伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 施行日の令和6年1月1日ですけれども、今回の印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、国が示す火災予防条例（例）が改正されたことで改正するものです。令和5年5月31日付の総務省消防庁次長通知に、施行期日については令和6年1月1日から施行するとされておりますので、当消防組合もこれに合わせております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

○7番（都築真理子） はい。

○議長（古澤由紀子） では、ほかに質疑のある方。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第6、議案第2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第2号についてご説明をいたします。本案は、令和5年度印西地区消防組合一般会計予算の債務負担行為の補正でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、議案第2号について補足説明させていただきます。

令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の2ページをお開きください。このたび補正予算で債務負担行為を設定する指令システム全体更新事業負担金につきましては、千葉市ほか10市1町8一部事務組合で共同運用しております、ちば消防共同指令センター指令管制システムの全体更新が令和5

年度から令和8年度まで予定されており、この全体更新事業に要する経費の当消防組合の負担部分について債務負担行為を設定するものでございます。

以上で令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 令和5年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第7、認定第1号 令和4年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 認定第1号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、令和4年度の決算の概要についてご説明いたします。

1ページの1、決算規模ですが、歳入総額は32億8,592万4,000円、歳出総額は31億8,444万4,000円となり、前年度と比較して歳入で4.5%の増、歳出で3.6%の増となりました。消防の決算の特徴としましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が大部分を占めており、過去の決算状況を見ましても、例年義務的経費のほかは消防車両などの施設整備事業の程度によって決算規模が変動しています。

次に、資料 2 ページの 2、決算収支ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 1 億 148 万円で、前年度に対し 45.4% の増となり、前年度へ繰り越すべき財源は 5,112 万 7,000 円で、前年度に対し 446.9% の増となり、実質収支は 5,035 万 3,000 円となりました。

次に、3、歳入ですが、3 ページの表と併せて御覧ください。歳入全体の 9 割以上を占める (1)、分担金及び負担金は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業により、前年度に比べ 9.6% の増となりました。

(2)、使用料及び手数料は、危険物施設の許認可件数や検査件数が減少したことにより、前年度に比べ 14.0% の減となりました。

(3)、国庫支出金は、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び緊急消防援助隊用支援資機材等の更新整備に緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用したことにより、前年度に比べ 126.9% の増となりました。

(4)、県支出金は、該当する事業がありませんでした。

(5)、財産収入は、はしご付消防ポンプ自動車を売却したことにより、前年度に比べ皆増となりました。

(6)、繰越金は、令和 3 年度の執行残額などの実質収支額により、前年度に比べ 11.5% の減となりました。

(7)、諸収入は、自動販売機設置納付金及び県派遣職員負担金の減により、前年度に比べ 5.2% の減となりました。

(8)、組合債は、消防車両更新整備に係る借入額の減により、前年度に比べ 59.2% の減となりました。

次に、4、歳出ですが、歳入と同様に 4 ページの表と併せて御覧ください。性質別に申し上げますと、人件費、物件費などの (1)、経常的経費は 29 億 5,549 万 2,000 円で、前年度に比べ 7.9% の増となりました。主な要因は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業により増額となったものです。

(2)、投資的経費は 2 億 2,895 万 2,000 円で、前年度に比べ 31.7% の減となりました。主な要因は、更新車両の事業費の差額により減額となったものです。

次に、5、地方債等の状況ですが、地方債の令和 4 年度末現在高は 20 億 7,673 万円で、前年度末に比べ 10.9% の減となりました。債務負担行為の令和 4 年度末未払残高は、千葉ニュータウン区域内に整備した消防署や耐震性貯水槽などの立替施行分の残高によるもので 3 億 756 万 7,000 円となり、前年度末に比べ 23.9% の減となりました。

次に、6、財産に関する調書の記述は、決算書の補足説明です。土地及び建物につきましては、令和 3 年度末と変動はございません。消防車両につきましては、決算年度中に印西消防署に水槽付消防ポンプ自動車と資機材搬送車と緊急消防援助隊用支援資機材を更新整備し、また本埜消防署に高規格救急自動車を更新整備しました。

次に、本資料の 5 ページから 10 ページまでは、令和 4 年度から令和 2 年度までの 3 年間の決算状況を参考として添付いたしました。

続きまして、お配りしました別資料、令和 4 年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。1、2 ページをお願いします。令和 4 年度の歳入決算額は、予算現額 32 億 8,143 万 2,800 円に対し、調定額及び収入済額 32 億 8,592 万 3,688 円となり、各科目とも調定額どおり収入済みで、不納欠損額及び収

入未済額はありませんでした。

次に、3、4ページの歳出決算額については、予算現額32億8,143万2,800円に対し、支出済額31億8,444万3,881円となり、翌年度繰越額5,112万6,720円となり、不用額は4,586万2,199円となりました。また、歳入歳出差引残額は、5ページのとおり1億147万9,807円で、この金額が令和5年度へ繰越しとなります。

それでは、7ページ以降の事項別明細書からご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金は、構成市からの分担金で、一般分担金と特別分担金があります。一般分担金は、人件費や消防車両の整備費等の消防行政を運営する上で必要となる経費に係るもので、構成市の負担割合としましては、普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額割100%で算出した額となります。

次に、特別分担金は、千葉ニュータウン事業関連の立替施行に係る庁舎や用地などの消防施設整備費などで、該当する印西市、白井市の公益施設整備費負担金から賄われているものであります。この分担金及び負担金の予算現額は、事業費精算などの補正を含め30億4,291万7,000円となり、各市とも調定額どおり納入されました。なお、構成市別の内訳は、備考欄に記載のとおりです。

次に、2款使用料及び手数料は、予算現額243万6,000円に対し、収入済額は348万1,202円となっています。この使用料及び手数料の内訳ですが、1項使用料は、行政財産目的外使用料として自動販売機や気象観測機の設置などに係る収入となります。

2項手数料は、危険物施設の許認可申請や検査手数料などに係る収入となります。

次に、3款国庫支出金は、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急自動車、緊急消防援助隊用支援資機材等の更新整備に係る国庫補助金で、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用したことで、予算現額3,318万6,000円に対し、収入済額も同額となりました。

4款県支出金は、該当事業はありませんでした。

次に、9、10ページを御覧ください。5款財産収入は、はしご付消防ポンプ自動車の売払いをしたことで、予算現額99万1,000円に対し、収入済額99万1,100円となりました。

6款繰越金は、予算現額6,979万1,800円に対し、収入済額6,979万2,190円となりました。

7款諸収入は、生命保険料等徴収代行手数料、自動販売機等電気料、退職手当の支給事務に要する一般負担金の還付、新型コロナウイルス感染症患者等移送経費、自動販売機設置納付金及び特定健康診査補助事業助成金などによるもので、予算現額5,551万1,000円に対し、収入済額は5,895万5,458円となりました。

次に、8款組合債は、予算現額7,660万円に対し、収入済額も同額となりました。この内訳ですが、消防施設整備債に係る事業として、備考欄に記載のとおり、消防車両2台と緊急消防援助隊用支援資機材の整備事業について借入れを実行しました。

以上が歳入の決算でございます。

続きまして、歳出の状況ですが、資料11、12ページを御覧ください。歳出の1款議会費は、議員報酬及び会議録作成業務委託料などで、予算現額211万6,000円に対し、支出済額131万3,317円で、不用額は80万2,683円となりました。不用額の主な理由は、会議録作成業務委託料の執行残によるものです。

次に、2款総務費ですが、そのうち1項総務管理費は、管理者、副管理者の報酬など、予算現額27万4,000円に対し、支出済額14万円で、不用額は13万4,000円となりました。不用額の主な理由は、情報公開・個人

情報保護審査会委員報酬及び行政不服審査委員会委員報酬に係る支出該当事案がなかったことによるものです。

次に、2項監査委員費は、監査委員報酬など、予算現額7万円に対し、支出済額6万8,227円で、不用額は1,773円となりました。

次に、3款消防費は、このページ以降順次ご説明いたしますが、その前に令和4年度の主な事業概要を申し上げます。別冊の令和4年度主要施策の成果及び消防活動実績報告書をお願いします。

1ページは、令和4年度から令和5年度の継続事業であります消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業を実施しました。

2ページから4ページは消防車両整備事業となり、消防車両等整備計画に基づき、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び資機材搬送車を更新整備いたしました。

5ページは、総合計画及び実施計画に基づき、緊急消防援助隊用支援資機材等を更新整備いたしました。

歳入歳出決算書に戻りまして、11、12ページを御覧ください。3款消防費の当初予算額は29億6,838万3,000円でしたが、各事業費の補正予算を経て5,527万5,000円の減額補正をし、令和3年度からの繰越額934万7,800円。予備費の支出額340万4,948円を合わせて予算現額は29億2,586万748円となりました。また、予算現額から支出済額28億4,640万9,124円を差し引き、4,658万円の継続費遞次繰越と454万6,720円の繰越明許費を差し引きまして、不用額は2,832万4,904円となりました。

なお、この3款消防費は、支出総額の89.4%を占めています。

それでは、消防費の主な状況を節別に申し上げます。

1節報酬は、職場巡視や健康相談など産業医の報酬として、予算現額のとおり36万円を支出しました。

次に、2節給料ですが、予算現額10億2,012万2,000円に対し、支出済額10億1,964万7,383円で、不用額は47万4,617円となりました。

13、14ページを御覧ください。次に、3節職員手当等ですが、予算現額8億1,737万3,258円に対し、支出済額8億712万2,634円で、不用額は1,025万624円となりました。

次に、4節共済費ですが、予算現額3億6,775万2,742円に対し、支出済額同額となり不用額はありませんでした。

5節災害補償費については、執行がありませんでした。

次に、7節報償費ですが、予算現額13万円に対し、支出済額2万2,700円で、不用額は10万7,300円となりました。

次に、8節旅費ですが、予算現額192万4,000円に対し、支出済額139万9,030円で、不用額は52万4,970円となりました。不用額の主な理由は、消防大学校や千葉県消防学校入校旅費などが当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、9節交際費ですが、予算現額26万円に対し、支出済額5万5,227円で、不用額は20万4,773円となりました。

次に、10節需用費ですが、予算現額1億158万6,548円に対し、支出済額9,448万604円で、不用額は710万5,944円となりました。不用額の主な理由は、燃料費、光熱水費及び修繕料が当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、11節役務費ですが、14ページから16ページを御覧ください。予算現額1,133万4,000円に対し、支出済額1,063万6,369円、繰越明許費1万5,420円で、不用額は68万2,211円となりました。不用額の主な理由は、電話料金等及び通信指令システム関係通信料などが当初見込みを下回ったことによるものです。

次に、12節委託料ですが、16ページから18ページを御覧ください。予算現額4,269万9,000円に対し、支出済額3,869万3,985円、継続費通次繰越159万円で、不用額は241万5,015円となりました。不用額の主な理由は、感染性廃棄物収集運搬処理委託料や例規集電子化作成業務委託料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、13節使用料及び賃借料ですが、予算現額2,884万円に対し、支出済額2,545万9,162円で、不用額は338万838円となりました。不用額の主な理由は、コンピュータシステム使用料などが当初見込みを下回ったことによるものです。

次に、14節工事請負費ですが、予算現額2億261万8,000円に対し、支出済額1億5,762万7,800円で、継続費通次繰越4,499万円、不用額は200円となりました。

次に、16節公有財産購入費ですが、予算現額9,051万4,000円に対し、支出済額9,051万1,020円で、不用額は2,980円となりました。

次に、17節備品購入費ですが、20ページを御覧ください。予算現額1億8,262万6,800円に対し、支出済額1億7,765万5,612円、繰越明許費450万6,700円で、不用額は46万4,488円となりました。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、予算現額5,648万7,000円に対し、支出済額5,377万8,056円で、不用額は270万8,944円となりました。不用額の主な理由は、千葉県消防学校入校負担金や指令センター共同運用負担金などが当初見込みを下回ったためです。

なお、備考欄に負担金の内訳が記載されておりますが、職員教育として、消防大学校に1人、千葉県消防学校に31人を派遣し、消防職員としての専門的知識の習得と職員の資質の向上を図りました。

22ページを御覧ください。21節補償補填及び賠償金ですが、執行がありませんでした。

次に、26節公課費ですが、これは自動車重量税を支出するもので、予算現額123万1,400円に対し、支出済額120万6,800円で、繰越明許費2万4,600円、不用額はありませんでした。

次に、4款公債費ですが、庁舎及び消防車両整備のために借り入れた元金と利子の償還金として、予算現額3億3,651万7,000円に対し、支出済額3億3,651万3,213円で、不用額は3,787円になりました。

次に、5款予備費ですが、牧の原消防署の上下水道料金の支払いのために340万4,948円を充当したことで、不用額は1,659万5,052円になりました。

以上が令和4年度歳入歳出決算の内容でございます。

次に、23ページを御覧ください。実質収支に関する調書ですが、歳入総額32億8,592万4,000円に対し、歳出総額31億8,444万4,000円、歳入歳出差引額は1億148万円、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰越額が4,658万、繰越明許費繰越額が454万7,000円となり、実質収支額は5,035万3,000円となりました。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。25、26ページを御覧ください。財産に関する調書、1、公有財産ですが、(1)、土地及び建物につきましては、前年度から数値の変動はございませんでした。

次に、27ページを御覧ください。2、物品ですが、印西消防署に水槽付消防ポンプ自動車、資機材搬

送車及び緊急消防援助隊用支援資機材等を更新整備し、また本埜消防署に高規格救急自動車を更新整備しましたが、更新整備のため台数の増減はありませんので、増減高はゼロと表記してあります。

次に、本決算による主要施策の成果及び消防活動実績報告書をもう一度御覧ください。6 ページ以降の消防活動実績についてご説明いたします。

決算年度中の活動実績ですが、火災件数については37件で、うち12件が建物火災となります。焼失面積等は、建物火災によって216平方メートル、車両火災については、類焼を含め7台となりました。火災による損害見積額は1,449万3,000円となりました。火災による死傷者については、死者2人、負傷者4人の計6人です。構成市別の件数では、印西市が28件、白井市が9件となりました。

次に、7 ページを御覧ください。救急出動件数については8,479件となりました。内訳としましては、急病が5,713件で全体の67.4%を占めています。次いで不慮の事故となる一般負傷が1,211件で14.3%となり、交通事故が559件で6.6%を占めています。搬送人員については7,355人で、傷病程度別搬送人員では、軽症が全体の半数を占めています。構成市別件数では、印西市が5,121件、白井市は3,302件となりました。

次に、8 ページを御覧ください。救助出動件数については121件で、交通事故による救助出動が21件、その他記載のとおりとなりました。

次に、9 ページを御覧ください。このページは、火災出動における前年度との比較となります。火災件数を令和3年度と比較すると、この表に記載のとおり全体で12件の減少となりました。

次に、10ページを御覧ください。この表は、救急出動における前年度との比較となります。救急件数は1,422件増加し、搬送人員についても960人増加しました。構成市別では、印西市は841件増加し、白井市では555件増加しました。

次に、11ページを御覧ください。この表は、救助出動における前年度との比較となります。救助件数は24件増加し、救助人員も17人増加しました。構成市別では、印西市は10件増加し、白井市では16件増加しました。

続きまして、令和4年度決算の補足資料となる印西地区消防組合の財務書類と固定資産台帳についてご説明いたします。

令和4年度統一的な基準による一般会計等財務書類をお願いします。1 ページ、貸借対照表を御覧ください。この表は、会計年度末時点における資産や債務に関する情報を表すもので、左側に資産を計上し、右側に負債と純資産を計上しています。

資産の状況ですが、土地、建物、物品などの固定資産が51億4,478万6,926円となり、資産合計の98.1%を占めています。これに流動資産である現金預金を加えた資産合計は、52億4,663万6,805円となります。

続いて、負債ですが、固定負債は、地方債、長期未払金、退職手当引当金の33億6,856万1,834円となり、1年以内に支払いが行われる流動負債は、1年内償還予定地方債、未払金、賞与等引当金、預り金の5億6,284万4,178円となります。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は、39億3,140万6,012円です。

次に、純資産に関しては、固定資産として保有している純資産と、金銭の形で保有している純資産の合算である純資産合計は13億1,523万793円となりました。

次に、2 ページ、行政コスト計算書を御覧ください。この表は、一会計期間において資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料、手数料などの収益を

対比させたもので、純行政コストは27億9,233万7,356円となりました。

次に、3ページ、純資産変動計算書を御覧ください。この表は、1ページ目、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したのかを表すものとなり、本年度末純資産残高は13億1,523万793円となりました。

次に、4ページ、資金収支計算書を御覧ください。この表は、地方公共団体における取引を、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにするものとなります。

業務活動収支では6億3,800万1,497円、これには主に人件費、分担金等が該当します。

投資活動収支ではマイナス3億5,347万764円、これには主に公共施設等整備費支出、国、県等の補助金収入が該当します。

財務活動収支ではマイナス2億5,284万3,116円、これには地方債の発行収入及びその償還支出が該当します。これら3つの活動収支により、本年度資金収支額は3,168万7,617円となりました。

財務書類と固定資産台帳の概要としては以上となりますが、これらの内容に関する詳細につきましては、5ページからの注記と10ページからの附属明細書に記載がありますので、ご確認くださいませようお願いします。

以上で令和4年度決算の概要について補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

質疑に入る前に、ただいまから休憩いたします。再開は11時20分です。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（古澤由紀子） 会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑を1回目の質疑で全て発言してください。その後の再質疑は2回までとなります。計3回です。順番に発言を許します。

都築議員。

○7番（都築真理子） よろしく申し上げます。認定第1号、消防費についてなのですが、一般会計の冊子のほう11ページの3款消防費なのですが、あと別紙でもあると思うのですが、こちらの一緒に御覧になって、審査意見書、意見のほうも一緒に御覧になっていただくと分かりやすいと思います。こちらは4ページの3款消防費のところです。下のほうにあります。①の消防本部・牧の原消防署庁舎修繕工事についてなのですが、工事の追加はなく終了したものか伺います。

それと、②、③、④、車両購入での定期更新と思えますが、減額となっています。入札とはいっても、安く更新できていければいいのかなという、ちょっと思いがありますので、そちらのほう伺いたいと思います。

あと、歳入歳出のほうも一緒に。議長、歳入歳出も一緒に。

○議長（古澤由紀子） 一緒に構いません。

○7番（都築真理子） 歳入歳出のほう5個あります。14ページの10節需用費、備考のところ、予備費より充当ということで340万4,948円の内容を確認したいと思います。

あと22ページ、22節のところです。備考のところ、一番下、需用費340万4,948円、ここと上が連動しているのかな、金額が一緒になるので。これの内訳をお聞きしたいと思います。

あと18ページ、13節使用料及び賃借料、救出訓練用車両使用料8万8,000円ありますが、こちらの使用目的というか、内訳をお願いします。

あと20ページの備品購入費、17節のところ。備考のところ、上の段の中央、防火衣2,701万4,922円、これがなぜ備品のところに記載があるのかということ。消耗費ではないのかな、14ページの10節のところの消耗費になぜ入らないのかお聞きします。

最後になります。22ページ、負担金について、一番上の上段のところ、本埜支所庁舎改修等費用571万7,048円の内訳をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 牧の原消防署の今井です。よろしくお願ひいたします。私からは、工事の追加についての質疑にお答えさせていただきます。

令和4年度中の決算につきましては、工事請負契約書に基づく出来高予定額のとおり修繕工事を完了しております。また、追加工事にありましては、今年度（令和5年度）分の工事の中で汚水ポンプ、移送ポンプ及び返油ポンプの更新が新たに追加され、令和5年9月12日に実施しました完成検査において全ての工事を完了しております。

なお、追加工事等に伴う工事請負契約に関わる変更契約の締結につきましては、令和5年第1回印西地区消防組合議会臨時会、議案第3号において690万1,840円を増額し、変更契約として可決されたものでございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 警防課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。私からは、質疑の2、質疑4、質疑5についてお答えさせていただきます。

まず初めに、質疑2についてですが、歳入歳出決算審査意見書4ページの消防費について、②、③、④、車両購入での定期更新と思いますが、入札とはいっても安く更新できればそれでいいのかについてお答えさせていただきます。

車両更新に伴う入札を実施するに当たり、更新する車両により特殊偽装や装備品の仕様によって車両価格が変わり、複数の業者見積りのほか、過去の入札実績や他の消防本部の入札情報を参考に精査した仕様書を作成し、入札予定価格を算定しております。落札価格につきましては、当消防組合が求める仕様を満たしている中で最低入札価格となっていることから、適正な事業執行であると認識しております。

続きまして、質疑4、歳入歳出決算書18ページ、13節使用料及び賃借料について、救出訓練用車両使用料8万8,000円の内訳についてご説明いたします。この訓練につきましては、車両閉じ込め救出訓練を実

施したことによる車体料、搬入搬出料、廃車費用の2台分の金額となっております。

続きまして、質疑5、歳入歳出決算書20ページ、17節備品購入費について、防火衣等の2,701万4,922円ですが、なぜ備品なのか、10節の需用費の消耗品ではないのかについてお答えさせていただきます。購入金額及び耐用年数から備品としております。なお、防火衣の耐用年数はおおむね7年となっております。

私からは以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からは、歳入歳出決算書14ページ、10節需用費について、備考の予備費より充当340万4,948円の内容というところでお答えさせていただきます。

これにつきましては、需用費、光熱水費の予備費より充当につきましては、消防本部・牧の原消防署に設置されている受水槽の給水栓の破損によりまして、オーバフロー管から上水が流失する事案が昨年6月に発生しております。想定し得ない高額な支出額となったため予備費を充当し、支出したものでございます。先ほど22ページの予備費のところでございますが、この予備費から需用費、光熱水費のほうへ充当したというところでございます。以上です。

それから、22ページ、負担金について本桮支所庁舎改修等費用571万7,048円の内容ということでお答えさせていただきます。

本桮支所庁舎改修費用負担金につきましては、本桮支所庁舎改修工事がありまして、それに伴いまして組合としましては、浄化槽の改修部分に係る費用について負担したものでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。消防費のところのみ再質問させていただきます。もう一度お聞かせください。車両購入するに当たり、署員の方の意見を反映しているものかどうかちょっとお聞きしてみます。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 車両購入するに当たり、署員の意見を反映させているものかについてお答えいたします。

車両更新をするに当たりまして仕様書を作成するに当たり、配備予定の所属担当職員と綿密に打合せを実施しまして、仕様書等を作成して対応しております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 3回目、よろしいですか。

○7番（都築真理子） はい。

○議長（古澤由紀子） 以上で都築議員の質疑を終わります。

挙手をしてください。

岩崎議員。

○5番（岩崎成子） それでは、印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算書から質疑いたします。

まず、ページ数、10ページ、7款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、新型コロナウイルス感染症患者等移送経費1,011万5,000円となっております。①として、この金額となった内容についてを伺います。

内訳でも結構です。伺います。

②といたしまして、令和3年度の決算書では490万円であるが、令和4年度は移送経費1,011万5,000円、521万5,000円の増となっております。増額となった理由について伺います。

(2)、2点目、ページ数、14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費、①、光熱水費3,342万9,918円の内訳をお聞きいたします。水道、電気、ガス等々だと思いますが、それぞれの金額をお聞かせください。

②、当初予算で2,396万4,000円となっておりますが、もろもろ値上がり等があって、重々その辺のところは認識ございますけれども、946万5,918円の増加についての理由をお聞かせください。

(3)、20ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、17節備品購入費、①、防火衣等2,701万4,922円の内容について伺います。②、当初予算では1,638万5,000円でございます。1,062万9,922円の増額となった理由について伺います。

以上3点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 私からは、(1)、①、②、(3)、①、②についてお答えさせていただきます。

決算書10ページ、7款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、新型コロナウイルス感染症患者等移送費1,011万5,000円となっている。この金額となった内容について伺うについてお答えいたします。

令和4年度における新型コロナウイルス感染症患者移送が289件発生したことによる決算額となっております。この移送費につきましては、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定書に基づく、移送1件当たりの費用は3万5,000円となっております。以上でございます。

続きまして、決算書10ページ、7款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入、新型コロナウイルス感染症患者等移送費1,011万5,000円となっているが、令和3年度の決算書では490万円であるが、令和4年度では521万5,000円の増となっている増額になった理由についてお答えいたします。

令和3年度における新型コロナウイルス感染症移送140件に対し、令和4年度の移送件数が289件となり、前年度より149件増加したためとなります。

続きまして、(3)の①、決算書20ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、17節備品購入費、防火衣等2,701万4,922円の内容について伺うについてお答えいたします。

令和4年度防火衣等の決算額2,701万4,922円につきましては、令和3年度の事故繰越による934万7,800円及び令和4年度の支出額1,766万7,122円を合算したものが決算額となっております。内訳としましては、令和3年度が更新分35式、令和4年度が更新分52式、新規採用職員分7式となっております。

続きまして、(3)の②、決算書20ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、17節備品購入費、当初予算では1,638万5,000円に対し、1,062万9,922円の増額になった理由について伺うについてお答えいたします。

令和4年度の決算額が当初予算より増加した理由につきましては、令和3年度の事故繰越額が含まれたこと及び新規採用職員分5式を追加整備したことによるものです。

私からは以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からは、決算書、P.14ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費の10節需用費、①、光熱水費3,342万9,918円の内訳についてお答えいたします。

まず、光熱水費の内訳といたしましては、電気代が2,135万3,144円、ガス代が731万9,747円、水道代が475万7,027円ということでございます。前年度、令和3年度決算額と比較いたしますと、電気代が531万8,885円の増加、ガス代が114万9,943円の増加となっております。また、水道代が474万7,281円の増加となっております。

続きまして、決算書P.14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費に当初予算で2,396万4,000円になっているが、946万5,918円の増額の理由についてはお答えさせていただきます。増額の理由につきましては、各署において各使用料につきましては大きな変化はございませんでしたが、電力料金の燃料費調整額等、燃料費の高騰に伴い、補正予算において増額をさせていただいたものでございます。また、昨年度発生いたしました消防本部・牧の原消防署の受水槽の給水栓の破損に伴う水道料金の高額な請求が発生したことによる予備費からの充当による増額によるものでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 岩崎議員。

○5番（岩崎成子） それでは、再質問いたします。まず1点目の件数が3年度よりも倍以上増えている、搬送のその移送のということで。金額的には1件、1移送3万5,000円で、数字は、この数字になると思います。この点で少し心配することは、やはりそれだけ移送という消防の方々がとても煩瑣にということで、その辺の今心配に思っていることは、やっぱり件数が倍ぐらいということなので、その職員というか、やりくりというか、そういったところの点は4年度は大丈夫だったのでしょうか。それだけ伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 特に問題はなく、活動のほうは実施しております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

○5番（岩崎成子） はい。

○議長（古澤由紀子） 岩崎議員の質疑を終わります。

次に、藤江研一議員の発言を許します。

藤江議員。

○6番（藤江研一） それでは、質問通告に基づき質問させていただきます。

1点目が、決算書14ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、3節職員手当の不用額1,025万624円ですが、令和3年度の2,386万5,869円と比べると減少はしていますが、不用額が生じているということで、この不用になった理由を伺います。

(2)が、決算書14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費の不用額710万5,944円、これは令和3年度328万8,442円と比べると不用額がかなり増えているわけですが、その内容と不用になった理由。先ほど燃料費とか光熱水費が当初見込みを下回ったということでしたけれども、その辺りもう少し詳しくご説明をいただけたらと思っております。

(3)、決算書20ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、18節負担金補助及び交付金の不

用額270万8,944円、これは令和3年度が300万7,086円でしたので、若干下回っておりますが、この内容と不用になった理由。先ほど指令センターの共同運用負担金が下回ったというご説明がありましたけれども、もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

それから、(4)、決算書8ページ、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目消防手数料、1節消防手数料の危険物規制事務関係手数料332万400円、これが令和3年度が387万200円でしたので、若干減少しております。この内容と前年度より減少した理由を伺います。

それから、(5)、決算書の14から18ページと書いてありますが、16ページに記載がございます。3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、12節委託料のうち職員健康診断委託料373万8,592円、これは令和3年度が377万8,302円ですので、大体同額ではあるのですが、2年度が428万8,086円でしたので、これよりも2年連続して減少している理由について伺います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からは、(1)、(2)、(4)、(5)についてお答えをいたします。

初めに、決算書14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、3節職員手当等の不用額1,025万624円、令和3年度2,386万5,869円の内容と不用になった理由についてお答えいたします。

不用額の主なものとしまして、休日勤務手当が437万6,545円、時間外勤務手当が240万7,841円、特殊勤務手当が163万5,500円でございます。主な理由としましては、コロナ禍が続いたことによる研修、訓練などが中止または縮小されたこと。また、休日勤務、単価の高い職員が勤務する回数が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

続きまして、決算書14ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費の不用額710万5,944円、令和3年度328万8,442円の内容と不用になった理由についてお答えいたします。

不用額710万5,944円のうち、大きなものとして光熱水費353万8,000円、それから燃料費238万7,000円、3つ目に修繕料が104万1,000円でございます。不用額の理由としましては、やはり光熱水費に関しては電気料金、燃料調整額の値上げ幅が見込みを下回ったことなどによるものでございます。それから、燃料費につきましても、燃料使用量及び燃料単価が見込みを下回ったことなどによるものでございます。修繕料につきましても、修繕箇所が少なかったためということになります。

続きまして、3つ目です。決算書P.20ページです。3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、18節負担金補助及び交付金の不用額270万8,944円、令和3年度300万7,086円の内容と不用になった理由でございます。これにつきましては、その不用額270万8,944円、不用額の要因として、まず指令センター共同運用負担金の不用額、これが196万9,710円、これは修繕が少なかったことと及び指令システム保守委託料が減額したことによるものでございます。

2番目に本埜支所庁舎改修等費用負担金が28万3,952円、これは改修費用の減によりまして負担金が減額となったものでございます。

それから、3番目に千葉県消防学校入校負担金、これが28万3,617円です。これにつきましては、新型コロナウイルス蔓延及び罹患に伴い、危険物取扱者試験の受験ができなかったことによる申請料の返金、それから、視察研修中止に伴う返金によるものでございます。

続きまして、決算書P.14から18の3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、12節委託料のうち職員健康診断委託料373万8,592円、令和3年度377万8,302円について、2年度の428万8,086円より減少している理由についてお答えいたします。

令和2年度につきましては、5者による指名競争入札を実施したところでございます。医療機関の新型コロナウイルスの対応によりまして4者が辞退したことから応札のあった1者と随意契約を締結したものととなります。令和4年度につきましては、5者による指名競争入札を実施し、事業者を決定したことから、減少した理由は、指名競争入札の結果による減少でございます。

私からは以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

○6番（藤江研一） はい。

○議長（古澤由紀子） それでは、ほかに……

（「議長」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 私からは、（4）の決算書8ページ、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目消防手数料、1節消防手数料の危険物規制事務関係手数料332万400円の内容と前年度より減少した理由の質疑に対してお答えいたします。

令和4年度の332万400円の内容ですが、まず設置許可申請36件、手数料128万7,500円、変更許可申請36件、手数料82万6,000円、完成検査61件、手数料87万8,500円、仮使用承認26件、手数料14万400円、仮貯蔵承認10件、手数料5万4,000円、タンク検査14件、手数料13万4,000円、合計183件で332万400円となります。令和3年度は204件で387万200円となりますので、施工業者等からの申請数が少なかったことが減少した主な要因であります。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 以上で藤江議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。ありませんか。

（何事か言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 通告した方以外で質疑のある方、お聞きしています。いませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第1号 令和4年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

認定第1号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩を取ります。再開は午後1時です。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（古澤由紀子） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩中に執行部の入替えがありました。ご承知願います。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（古澤由紀子） 日程第8、報告第1号 専決処分報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 報告第1号について説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

令和5年4月23日13時45分、印西市安食ト杭832地先路上にて、前方停車中の乗用車と擦れ違う際、水槽車右側中央部と相手方の右側後部が接触、水槽車の車体の一部と相手方乗用車の車体の一部、リヤバンパー及びタイヤが破損した事故事案です。和解の条件としまして、当消防組合の過失割合を10割、相手方過失割合をゼロとし、本事故に関する一切の損害賠償金として対物賠償21万1,387円を払うものでございます。

なお、本件示談のほか、当消防組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に取り組むよう指導し、安全管理の徹底を図ってまいります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。質疑はありますか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） 今のご説明のあった専決処分について質疑をいたします。事故現場位置図というのをいただいて、状況は説明とともに大分分かりやすくはしていただいているのですが、まず、そもそもこの事故現場にあった道路については、日頃使っている道路だったのでしょうか。そして、かなり擦れ違いが道幅的に厳しいと思います。この具体的な説明の図案を見せていただいても、もう全然、路肩があるにしても本当に厳しい道幅であるということも分かります。それでも、なぜこのとき進んで行ったのかという当時の状況について確認したいと思います。2点、お願いします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 牧の原消防署の今井です。まず1点目の日頃から使っている道路なのかというところですが、こちらの道路は通常業務に常に使って、管轄内の巡回広報等を使用している通常の道路になります。

2点目なのですが、こちらは、今回の事故が発生した道路につきましては、両側の白線の内側で幅員が3.6メートル、こちらの位置図にございますように3.6メートルございます。図面には記載がございませんけれども、そのほかに両端の路肩にそれぞれ空地が約30センチ程度ございますので、合わせて、舗装されている道路につきましては4.2メートルほどの道路という解釈をしてございます。また、水槽車の車幅ですが、2.2メートル、相手の車両の車幅が1.7メートルでございますので、約30センチほどの余裕があった道路というところでございます。事故の原因なのですが、今回はその幅員が3.6メートルで、センターライン及び歩道がなく、車両が擦れ違う際にはどちらかの車両が停止して通行するような狭い道路でございます。このような狭い道路でございましたので、互いの車両が一旦停止して通過スペースを確保した後に、本塾水槽車が徐行しながら進行して、相手車両と擦れ違う際に機関員が、運転手です、こちらが左側の路肩のほうに気を取られてしまって、早めにハンドルを右側に切って相手の車両に接触させてしまったと。このようなことが原因で起きた事故でございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） はい、分かりました。この図面的には幅員3.6メートルということですが、路肩も入れれば4.2メートルまで広がって使えるという状況だということですね。その4.2メートルの幅で考えると、横に30センチずつ、1メートルぐらいの余裕はあったはずだということで、その中の切り返しが早まったことでかすれてしまったということだと理解をしました。それでも、こういうふうに起きてしまったということで質問を進めていきますけれども、まず、この当該車両に関しては、このときはどういう状況だったのか。つまり現場に向かっていたところだったのか、そういった緊急出動の最中ではなかったのかどうかという確認を1つ。

もう一つ、2点目としては、今回こういうふうな車両に傷がつくという形でも事故を起こしてしまった車両に関して、その後、緊急出動に影響がなかったのか。事故後の状況です。

その2点確認したいと思います。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） 続けて、私のほうで答えをいたします。

今回の事故につきましては、本塾水槽車が管轄内への巡回広報出向中に発生した事故でございますので、出動中の事故ではございません。

2点目といたしまして、また、事故発生から警察官による事故処理が終了するまでの間、影響を及ぼすような事案は発生してございません。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） では、3回目、最後の質疑、行います。運転技術ということで話を終わらせてしまうと、再発防止とは言えないと思いますので、改めて今回の事案を踏まえて、反省を踏まえて再発防止に

ついてどのように取り組んでいかれるのか確認したいと思います。

そして、もう一点、こういった道幅の狭い道路というのは地区内にはたくさんあるかと思ひます。その中でも、今回の事案を考えると、もう4メートル以下の道路は使えないということも想定されますので、そういった点も含めて、救急出動等の走行、道路についての再確認という点も踏まえて再発防止についての組合の考えを確認したいと思います。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） それでは、質問にお答えいたします。

再発防止対策という形なのですけれども、今回の事故の反省と併せて署内で再発防止に向けた検討会を実施してございます。印西地区消防組合の安全運転要領というものがあるのですけれども、こちらのほうの再確認を全職員で実施して、そのほか車両誘導訓練や操縦訓練を実施して交通事故防止の再発防止の意識の向上を図ってございます。あわせて、狭い道路の件なのですけれども、消防車両はある程度の大きさがありますけれども、災害に即した現場には到着しなければいけないという使命もございまして、職員に対しては、再発防止に向けて細心の注意を払って運行するように指示をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（小田川敦子） 以上です。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑はありませんか。

都築議員。

○7番（都築真理子） よろしくお願ひします。私、気になったので、こちらの現場確認してきました。それで、当時これは4月だったと思うのですが、4月の段階で記憶にあったら結構なのですけれども、草の繁茂とかはどうなっていたのかなというところをちょっとお聞きします。草がどのような伸び具合だったのかとか、記憶があれば、よろしくお願ひします。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） そちらのほうの状況は、私は確認をしておりませんので、後ほど回答をさせていただきます。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 私、これ10月1日に見てきたのですが、草がすごくもう生い茂ってしまっていて、それも両方なのです。なので、あの状況だと、やはりセンター側に両方の車が寄ってきてしまっているというのは、もう分かるのです。崖なのです。幅が3.6メートルで余裕がなく、もう、すぐ崖だったと思うのです。なので、回避とかもできなかったのではないかなという、これはもう致し方ないといえば致し方ないのですが、だったら草を刈ってもらおうとかの申出とかはしなかったのか。巡回していれば、ここの、狭いから、草木が生い茂っていて通りにくいというのは分かると思うのです。市を通して県に促すとか、市を通して国にとかという、そういった方法はしなかったものか伺ひます。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） それでは、草の雑草の除去につきましては、今回の事故に関して市等に問合せ等はしてございません。

以上でございます。

- 議長（古澤由紀子） 3回で終わりです。
- 7番（都築真理子） では、今後巡回して分かるのであれば、そういったところを市を通してやって……
- 議長（古澤由紀子） 都築議員、3回で終わりです。
- 7番（都築真理子） はい。市を通してやっていただく……
- 議長（古澤由紀子） 今、3回目。
- 7番（都築真理子） はい。
- 議長（古澤由紀子） 3回目です。3回目だと思います。
(何事か言う人あり)
- 議長（古澤由紀子） どうぞ、いいです。ごめんなさい。
- 7番（都築真理子） 市を通して促すなどの方法もあるのかなと思います。よろしくお願いします。
- 議長（古澤由紀子） ほかに質疑ありますか。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告第1号 専決処分報告についてを終わります。
-

◎一般質問

- 議長（古澤由紀子） 日程第9、一般質問を行います。
通告がありましたので、順番に発言を許します。
なお、申合せにより一般質問の制限時間は60分、質問方式は一問一答となっておりますので、よろしく
お願いいたします。
藤江議員、発言を許します。
- 6番（藤江研一） 皆様、こんにちは。6番、藤江研一です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。
新型コロナウイルスについては、令和5年5月8日に強い行動制限を措置できる2類相当から行動制限
のない季節性インフルエンザと同等の5類に移行しました。新規感染者数の発表は5月8日で終了し、全
国、約5,000の医療機関からの報告に基づく定点把握という手法で、週1回公表されるようになりました。
医療従事者、そして救急業務を行う皆様方などの懸命な努力に支えられて今日があります。地域住民の命
と健康を守る活動を日々重ねてこられた皆様方のご尽力に改めて心から感謝を申し上げ、敬意を表します。
この定点把握ですが、全国で見ると令和5年1月の第8波の7割ぐらいの高さの波が発生しているグラ
フ曲線を描いてNHKで報道されています。しかし、9月24日までの1週間では1つの医療機関当たりの
平均患者数が11.01人で、前の週の0.63倍となっています。厚生労働省は、減少傾向が続いてピークアウ
トの可能性があるとしています。また、千葉県については、このグラフ曲線が9月3日までの1週間でピ
ークに第8波とほぼ同じぐらいの高さになり、大変心配しておりましたが、9月29日の報道では前週の
22.99人から14.43人に下がり、更に10月4日の県の速報値では10.61人に下がり、現在のところ減少傾向
が続いている状況です。

そこで、1、令和5年5月から9月までの救急搬送についてです。令和5年2月の定例会でも同様の質問をさせていただきましたが、当消防組合の令和5年5月以降の搬送状況を正確に把握するため、まず、

(1)、令和5年5月から9月の月別救急搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和5年5月1日から9月30日までの救急出動件数は3,794件あり、うち救急搬送件数は3,367件でした。また、月別搬送件数では、令和5年5月が583件、6月が647件、7月が739件、8月が724件、9月が674件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 7月、8月の月別搬送件数は、第8波の最大値、令和4年12月の713件を上回っており、極めて業務多忙だったのではないかと推察いたします。

次に、(2)、受入れ先医療機関が見つからず、搬送に長時間かかった月別の件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当消防組合管内において、現場到着から病院到着までを1時間以上要し、かつ病院問合せ回数が5回以上の救急事案につきましては、令和5年5月が20件、6月が26件、7月が41件、8月が59件、9月が55件でございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 第8波の令和4年12月が75件、令和5年1月が86件でしたので、それと比べると少ないようです。

次に、(3)、最大搬送時間事例と病院問合せ回数、最大の事例を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

現場到着から病院到着までの最大搬送時間事例は、8月18日に発生しました急病の新型コロナウイルス陽性者対応事案となり、搬送時間は3時間45分でした。また、病院問合せ回数最大の事例は、同事案で病院問合せ回数は29回でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。搬送時間が3時間45分、病院問合せ回数が29回とのことですが、同案件の内容を詳しくご説明願います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当該傷病者は嘔吐、発熱による救急要請で、家族内に新型コロナウイルス陽性者がいる中での医療機関の選定となりました。入院対応ができる医療機関が見つからず、29回目に問合せした医療機関が受入れ可

能となりました。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(4)、3時間を超える搬送時間となった月別の事例について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和5年5月がゼロ件、6月がゼロ件、7月がゼロ件、8月が1件、9月がゼロ件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） では、次に、(5)、救急出動のうち自宅待機となった件数、搬送中、死亡された件数、月別を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

救急出動3,367件のうち2類相当で対応し、保健所から委託された千葉県新型コロナウイルス感染症医療調整センターの指示で自宅待機となった件数は、5月5日に1件ありました。5月8日の5類移行後は、陽性者や疑い傷病者自らの意思により搬送辞退となった件数は、5月がゼロ件、6月が1件、7月が3件、8月が2件、9月が1件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 搬送中死亡された方があったかどうかについて件数だけ教えてください。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 失礼しました。搬送中の死亡事例はございませんでした。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 搬送中、死亡された方がなかったということは幸いでございます。

次に、(6)、月別救急搬送件数のうち、新型コロナウイルス感染症疑いを含む方の搬送件数と陽性者の件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

月別救急搬送件数は、令和5年5月が583件、うち疑い傷病者が13件で、陽性者が4件、6月が647件、うち疑い傷病者が20件、陽性者が15件、7月が739件、うち疑い傷病者が35件、陽性者が29件、8月724件、うち疑い傷病者が65件、陽性者が53件、9月が674件、うち疑い傷病者が49件、陽性者は42件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(7)、新型コロナウイルス感染症5類移行後、救急搬送手順で変更された内容

を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

5類移行後は、保健所等への連絡がなくなり、一般事案のとおり、救急隊が医療機関を選定し、搬送しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(8)、組合内の全救急搬送車両が出動し、待機車両がない状態が生じた事例の件数と対応について伺います。

○議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（武藤樹幸） お答えいたします。

まず、令和5年5月1日から9月30日までの間において、救急車7台が全て出動した件数は27件で、令和5年5月がゼロ件、6月が3件、7月が11件、8月が12件、9月は1件でございます。

次に、救急車7台が出動した際の対応につきましては、牧の原消防署に配備しております非常用救急車を8台目の救急車として運用し、対応することとなります。この8台目の救急車が出動した件数は2件で、共に8月となります。

なお、待機車両がない状態が生じた場合の対応といたしましては、近隣消防本部との協力体制により対応しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 第8波の際には全救急車両出動が41件、8台目が運用された件数は8件でした。大変な状況の中、皆様方のご苦勞と経験を生かして困難な状況を乗り越えられたチームワークに改めて感謝し、敬意を表します。

次に、(9)、今回の新型コロナウイルス感染症対応に関する記録はどのように保管され、引き継がれるのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和2年2月から新型コロナウイルス対策会議を定期的に開催し、組合の方針について検討を重ね、新型コロナウイルス感染症に関する職員対応を作成し、職員に周知いたしました。また、新たに感染症対策マニュアル、業務継続計画を作成し、データとして保存しております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） ぜひ将来のために、今回の知見が有効に引き継がれるよう期待いたします。

次に、大きな2、令和5年6月から9月までの熱中症搬送についてに移ります。気象庁の検討会が異常気象と指摘したこの夏、7月から8月の日本の平均気温は平年と比べ1.76度高く、また9月も平年と比べ2.66度高くなり、7月、8月、9月とも気象庁が記録を取り始めてからの125年間で最も高くなったと報

道されています。日本で猛暑が続く理由について、東京大学、江守正多教授は地球温暖化の影響で気温が上がる中、猛暑の気圧パターンの発生が記録的な高温をもたらしている。豪雨や台風災害も含め、地球温暖化が進行するにつれ、こうした傾向は更に激しくなると述べています。

そこで、まず（１）、令和５年６月から９月までの月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和５年６月から９月までの月別熱中症搬送件数ですが、令和５年６月が12件、７月が26件、８月が26件、９月が14件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○６番（藤江研一） ９月14日、埼玉県志木市では、小学校で体育の授業後、児童11人が熱中症と見られる症状で救急搬送されました。当消防組合管内の状況ですが、（２）、小中学校、高校、専門学校、大学等での月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

小中学校、高校、専門学校、大学等での月別熱中症搬送件数ですが、令和５年６月が小中学校１件、高校ゼロ件、専門学校ゼロ件、大学ゼロ件、７月が小中学校ゼロ件、高校１件、専門学校ゼロ件、大学ゼロ件、８月が小中学校２件、高校ゼロ件、専門学校ゼロ件、大学１件、９月が小中学校４件、高校ゼロ件、専門学校ゼロ件、大学ゼロ件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○６番（藤江研一） 再質問です。差し支えない範囲で所在、氏名、管轄消防署名を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

６月が白井市西白井消防署管内１件、７月が印西市牧の原消防署管内で１件、８月が印西市印西西消防署管内で１件、印旛消防署管内で２件、９月が印西市印西消防署管内で２件、本埜消防署管内で１件、白井市西白井消防署管内で１件となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○６番（藤江研一） 次に、（３）、幼稚園、保育園等での月別熱中症搬送件数はいかがでしょうか。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

幼稚園、保育園等での月別熱中症搬送件数ですが、令和５年６月が幼稚園ゼロ件、保育園１件、７月が幼稚園ゼロ件、保育園ゼロ件、８月が幼稚園ゼロ件、保育園ゼロ件、９月が幼稚園ゼロ件、保育園ゼロ件でございます。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） 再質問です。これも差し支えない範囲で所在、氏名、管轄消防署名を伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

6月に印西市内、印西西消防署管内で1件のみとなります。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） 次に、(4)、高齢者施設等での月別熱中症搬送件数を伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

高齢者施設等での熱中症による救急搬送はございませんでした。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） 次に、(5)、イベント等での月別熱中症搬送件数を伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

イベント等での熱中症による救急搬送はございませんでした。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） では、次に、(6)、熱中症警戒アラートの発出状況を伺います。
- 議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。
- 指揮指令課長（武藤樹幸） お答えいたします。

令和5年6月1日から9月30日までの間において、印西市の発表回数は5回で、令和5年6月がゼロ回、7月が1回、8月が4回、9月はゼロ回でございます。

次に、白井市の発表回数は31回で、令和5年6月がゼロ回、7月が9回、8月が18回、9月は4回でございます。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） このような状況下、(7)、市民への注意喚起の状況はいかがでしょうか。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

熱中症予防ポスターの配布、救急講習や消防訓練、イベント等において注意喚起を実施しております。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 藤江議員。
- 6番（藤江研一） 次に、(8)、関係機関への熱中症予防対策要請の状況について伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

市役所や学校等の官公庁、不特定多数が出入りいたします商業施設等に熱中症予防ポスターを配布し、普及啓発をお願いしております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、視点を変えまして、(9)、隊員の熱中症対策について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

4月から暑熱順化を行い、出動時に体感を冷却するクールベストを着用し、活動しております。また、各車両には飲料水や塩分タブレットを積載し、火災時出動時においては後方支援として飲料水の補給を実施しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 最後に、(10)、今年度工夫された点を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

傷病者に対する処置等の変更はございませんが、消防隊と同様に救急隊員にもクールベストを配備し、熱中症対策を実施いたしました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、大きな3、ドローンの活用状況についてです。令和5年第1回定例会でドローンの配備は消防本部警防課に配備し、操縦者の資格は取らないけれども、規定のドローン運航時間をこなして運用すると答弁がありました。ドローンにカメラは1台で静止画、動画が撮れ、リアルタイムで見ることができ、録画もできると答弁をいただきました。そこで、民間会社との協定も含めてドローンの活用状況を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和3年10月19日に印西市山田にございますワイズファクトリーと災害発生時における無人航空機の支援活動に関する協定を締結後、これまでの実災害での協力要請はありません。また、今年度配備を予定しておりました無人航空機（ドローン）につきましては、令和5年9月26日に納入となりました。現在は警防課員を主に、日勤者及び指揮指令課員にて操縦者を育成し、年内の運用を計画しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。操縦者として何名携わるのか。また、訓練場所はどこか。野外訓練も実施する計画か。株式会社ワイズファクトリーも参加するのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。操縦者は9名を計画しております。訓練場所につきましては、屋内訓練は消防本部セミナー室、外部訓練はワイズファクトリー社が使用している印西市下井にありますラジコン飛行場を借用いたします。

なお、河川において水難事故を想定した訓練をワイズファクトリー社と合同で11月中旬に計画しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 以上で私の質問を終了いたします。

○議長（古澤由紀子） 以上で藤江研一議員の質問を終わります。

（「議長」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 訂正をお願いしたいと思います。質疑（5）の救急出動3,367件というふうに私発言しましたが、救急出動ではなく、搬送件数がということになりますので、そちらのほう訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） はい、分かりました。

では、次に、7番の都築議員の発言を許します。

○7番（都築真理子） 消防は、その設備及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震などの災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害などによる傷病者の搬送を適切に行うことを任務としていると思います。個人的なこととなりますが、数年前に印西地区消防組合の救急車で搬送していただいた者としては、本当に感謝でしかありません。しかし、幾つか伺いたいことがございますので、この組合議会で一般質問を一問一答方式にて伺わせていただきます。よろしくお願いします。

令和5年8月24日、救急中の事故事案について、午前中、冒頭でご説明いただきましたが、もう少し詳しくお聞きさせてください。

（1）、この救急事案に対して、印旛消防署救急隊が出動した経緯について伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） 白井消防署長の篠田です。よろしくお願いします。

お答えいたします。管轄する西白井消防署、近隣の白井消防署及び印西消防署救急隊は、別の救急事案に出動中であり、西白井消防署管内で発生した救急事案の対応を終え、帰署途上の状態にあった印旛救急隊が白井市谷田付近を走行中に一番近くにいる救急隊として編成され、出動したものです。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 分かりました。では、印旛救急隊のことについて伺います。印旛消防署救急隊は、当日の午前8時半からの勤務で何件目の出動だったか伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

2件目の出動でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 2件目の出動とのこと、分かりました。

次の質問に移ります。（2）、機関員としての出動経験について伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

機関員である職員は、平成28年4月に採用となり、現在勤続8年目となります。運転免許証は、大型免許を取得しており、平成30年に千葉県消防学校救急科課程を修了し、救急隊員に任命されました。救急車の運転歴は4年目となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 運転歴が4年目であったこと、分かりました。では、更に伺いますが、（3）、応援救急隊はどこから出動したのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

牧の原救急隊が応援隊として牧の原消防署から出動しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 出先からの出動ではなく、牧の原消防署から出動されたということですね。そこで再質問します。白井市内への応援出動で牧の原救急隊が出動したようですが、西白井救急隊または白井救急隊及び応援協定の関係で船橋市消防局小室救急隊の要請は検討しなかったものか伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

救急隊の増隊が必要となる場合、ちば消防共同指令センターにおいて、原則、当消防本部内の救急隊で現場に一番近い出動可能な救急隊を選定しますので、基本的に救急隊を指定するなどの検討はいたしません。他の消防本部に対する要請につきましては、消防相互応援協定や千葉県広域消防相互応援協定等による対応がございますが、まずは消防本部の消防力で対応することとなります。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） まずは、当消防本部での対応、基本的に救急隊を指定するなどの検討はない。そうは言いますが、人の命がかかっています。ちば消防共同指令センターの判断に委ねていいのでしょうか。印西地区消防組合、税金のすみ分け関係があったとしても、そこは人命が優先なのではないでしょうか。現場から一番近く、西白井消防隊、または白井消防隊が出払っていたとしても、出先から直接向かえば、現場到着が早かったのではないかと思います。ちば消防共同指令センターへ、こちら側から近くの消防隊を提案してもいいのではないのですかと私は思います。これについて答弁は求めません。あくまでも、

これは私の考えでございます。

では、次の質問へ移ります。(4)、印旛救急隊の事故後、応援隊を要請したものとします。その後、ドクターヘリ医師に引き継ぐまでの時間経緯について伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

印旛救急車の事故発生後、15時27分に西白井指揮隊長から、ちば消防共同指令センターに救急隊の増隊を要請し、現場に一番近い牧の原救急隊が編成され、出動となりました。当該救急隊が現場到着までの間、印旛救急隊は傷病者の救急処置を継続しました。15時51分にドクターヘリが臨時ヘリポートである白井市富士南園広場に到着し、また、同時刻に牧の原救急隊が傷病者宅に現場到着しました。牧の原救急隊は、15時55分に傷病者を車内収容し、15時56分に富士南園広場へ向け現場出発、16時00分、臨時ヘリポートに到着し、傷病者を医師へ引き継ぎとなりました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 時間経過など分かりました。では、更に伺いますが、西白井指揮隊長から要請された牧の原消防隊が出動から現場までの時間は、どのような時間経過だったか伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

牧の原救急隊の出動から現場到着までの時間経過につきましては、牧の原消防署から15時30分に出動し、15時51分に現場到着しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 時間経過につきましては、事前に事案書をいただきましたので理解しております。時系列が印旛消防隊、西白井水槽、牧の原消防隊、白井化学車、事案書それぞれ提出していただきましたので、自分なりに1枚にこのようにまとめてみました。今ご答弁いただきました応援者、牧の原救急隊の動きに、印旛牧の原署を15時30分に出動、現場到着15時51分、約20分間時間を要しています。報道発表では9分の遅延としておりますが、この時間は牧の原救急隊が現場到着時間15時51分からドクターヘリに引き継いだ時間16時00分、この9分間のみの報道ではないでしょうか。実際は約30分の遅延ではないかと思えます。更に伺いますが、牧の原救急隊が現場到着までの間の20分間だと思えますが、この間、印旛救急隊が行った救急処置はどのような内容だったか伺います。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（篠田一彦） お答えいたします。

印旛救急隊接触時、傷病者は呼びかけに対し反応がありましたが、傷病者の状態として緊急度、重症度が共に高いと判断し、ドクターヘリの対応といたしました。当救急隊としましては、救急救命士が行う特定行為を含めた救命処置を行いました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） この件につきましては、個人情報になりますので、これ以上は何いませぬ。

それで、更に伺います。救急出動時のことについて、(5)、過去にも同じような事例はあったのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

過去10年間で、平成28年10月13日、23時42分頃、傷病者を船橋市内の医療機関へ搬送中の救急車が船橋市小野田町1483番地1地先にてワゴン車と接触事故を起こし、搬送遅延が発生する救急事例がありました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 国道16号線の交差点に進入する際の事故と伺っています。誰もけが人を出すことなくよかったですのですが、事故に関しては考えなければならないものがございます。

次に移ります。(6)、今後の事故防止について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

事故発生翌日の令和5年8月25日、警防課長名にて庁用自動車の事故防止対策についての通知文を發出し、印西地区消防組合安全運転要領による車両の安全運行を遵守するよう全職員に対して周知いたしました。また、9月8日、事故発生に伴う検討会を消防組合全体で実施、事故の要因を抽出し、今後の対策について検討いたしました。

なお、検討会の結果を基に、各所属において緊急走行を含む車両運行に関する基本要領の教養及び実技訓練を実施いたしました。本訓練を継続的に実施し、再発防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再発防止については、分かりました。では、更に伺います。再発防止策を様々行っていることは理解しましたが、しかし、消防職員は人です。現在、勤務状況で各消防隊は激務と感じます。件数や時間での乗換えや日中と夜間で乗換えするなど、事故防止となることについて検討はなされていないのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

各所属の判断により出動件数、活動時間、活動内容等により、他車両の救急資格隊員と交代し、事故防止の対策としております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 全ての消防署の救急隊がこのようになっているとは思えません。全署の救急隊が、答弁にあったように交代ができるように人員配置をご検討くださればと思います。素人目から考え、病院へ搬送してすぐ帰ってこられる場合もあることから、件数ではなく、活動時間により乗換えがよいのかなと思いました。

これで大きい1番を終わりにします。

次の項目に移ります。大きい2番、印西市において一般的なデータセンターが幾つかありますが、このデータセンターの非常用電源装置の燃料となる危険物設置について伺います。

(1)、一般的なデータセンターの危険物設置内容について伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 一般的な内容についてお答えいたします。

データセンターは、大量のサーバーマシンを常時運用しております。停電時に対応するため非常用電源装置として大型の発電機を何基も整備しています。この発電機は72時間連続運転できるよう燃料タンクを保管している関係で、敷地内の一部に危険物貯蔵施設が設置されています。

保管されている油種ですが、発電機によって軽油、灯油及び重油などがあります。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 様々な燃料が使用されていること理解しました。

次に移ります。(2)、数量について伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 数量についてお答えいたします。

データセンターの規模にもよりますが、最大数量は印西市内にあるデータセンターで重油を181万3,000リットル貯蔵しております。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 更に伺います。この危険物数量の火災対応の準備は万全なものか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

危険物施設等の特殊な建物については、印西地区消防組合警防規程に基づき、特殊建物警防計画を作成いたします。事前に活動内容を計画し、有事の際に準備しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 印西地区消防組合警防規程に基づき、特殊建物警防計画があること、安心いたしました。

次に移ります。(3)、地下タンクがあるのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 地下タンクがあるのかについてお答えいたします。

管内のデータセンターにあっては、一般的に地下タンク貯蔵所が設置されております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 全てのデータセンターに地下タンク貯蔵庫が設置されていること、分かりました。

更に伺います。地下タンク以外に屋外の危険物貯蔵庫はないのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 地下タンク以外に屋外の危険物貯蔵庫はないのかについてお答えいたします。

当消防組合管内のデータセンターでは、屋外タンクによる危険物の貯蔵はありません。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 屋外にタンクを設置している企業もございますが、危険物ではないとのこと、安心しました。

次の質問に移ります。大きい3番、本年、令和5年8月23日岡山県倉敷市の水島コンビナートにて火災が発生しました。我が印西市において伺います。

(1)、この火災の原因は落雷によるものとされており、ここ印西市においても落雷による火災が発生するかもしれません。火災時の対応について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

火災の原因が落雷か否かにかかわらず、印西地区消防組合車両運用規程に基づき危険物火災として対応いたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 危険物火災対応とのこと分かりました。

次に移ります。(2)、特殊火災において対応消防車の準備はなされているのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

特殊火災対応車は、石油コンビナート火災、航空機事故火災やガソリン等の危険物火災に対し、水と消火薬剤を混合し、泡状の放水による消火が可能な化学消防ポンプ自動車及び高所から広範囲に放水が可能なはしご付消防ポンプ自動車を配備しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 様々な特殊車両により配備体制がなされていること分かりましたが、再質問します。

消防力基準の観点で見た場合、現在の保有車両で危険物火災は対応可能か伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

消防力の整備指針から危険物火災等の特殊災害に主として活動する化学消防ポンプ自動車は、危険物施設数、種類、規模、管轄面積、署の配置状況から算定され、整備数は100%となっております。なお、はしご付消防ポンプ自動車においても、整備数は100%となっていることから、対応は可能と考えます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 整備数について100%対応可能とのこと分かりました。

次の質問です。（3）、その台数は何台か伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

危険物火災の第1出動車両数は、化学消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車2台、消防ポンプ自動車1台、救助工作車2台、救急車1台、指揮統制車1台の計9台となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 計9台とのこと分かりました。更に伺います。第1出動は計9台とのことですが、更に増隊となる場合は、どのようなものか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

火災の規模が大きく、消防力が劣勢の場合は、印西地区消防組合車両運用規程に基づき、第2出動、第3出動へ移行し、水槽付消防ポンプ自動車を増強していきます。更に被害が拡大した場合は、消防相互応援協定に基づき、近隣消防本部に応援を要請いたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 近隣消防本部に応援要請との、分かりました。更に質問します。近隣消防は、どこからの応援になるのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

近隣消防本部につきましては、柏市消防局、船橋市消防局、栄町消防本部、我孫子市消防本部、成田市消防本部、鎌ヶ谷市消防本部となり、海上自衛隊下総航空基地との協定も締結しております。

なお、更に災害規模が大きくなった場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、千葉県内消防本部に応援を要請いたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 一手、二手の準備体制であること、分かりました。

次の質問です。（4）、火災対策はどのようになっているのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

油脂や化学物質のような水をかけると火勢が強くなってしまふ火災については、化学消防ポンプ自動車の泡消火薬剤を使用し、燃焼物を泡で覆い、冷却及び空気を遮断する窒息消火を主に対応しています。火災の状況により、はしご付消防ポンプ自動車を使用し、高所からの放水活動を実施いたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 屋外タンクを見まして心配となり質問をさせていただきました。そして、今や異常気象ともなり、落雷火災、自然火災も考えられることからいろいろとお聞きさせていただきました。国民の生命、身体及び財産を守るため、何よりも職員さんたちが、けがのないように頑張ってくださいと思っています。

以上で、私の質問終わらせていただきます。

○議長（古澤由紀子） 以上で都築議員の質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（古澤由紀子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第2回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時00分）